

山口市新規漁業就業者生活・生産基盤整備事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新規漁業就業者定着促進事業費補助金交付要綱(平成10年4月1日付け水産第133号)及び新規漁業就業者生活・生産基盤整備事業実施要領(平成13年4月2日付け水産第95号)に基づき、漁業協同組合が行う新規漁業就業者生活・生産基盤整備事業(以下「事業」という。)について交付する山口市新規漁業就業者生活・生産基盤整備事業費補助金(以下「補助金」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象及び補助率)

第2条 市長は、毎年度予算の範囲内において、漁業協同組合(以下「事業主体」という。)が行う別表に掲げる事業に要する経費について、同表に定める補助率により事業主体に対し補助金を交付するものとする。

(交付の申請)

第3条 事業主体は、補助金の交付を申請しようとするときは、山口市新規漁業就業者生活・生産基盤整備事業費補助金交付申請書(様式第1号。以下「交付申請書」という。)を市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第4条 市長は、交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、その旨を事業主体に通知する。

2 市長は、必要があると認めるときは、補助金の交付を決定するにあたり条件を付することができる。

(申請内容の変更)

第5条 補助金の交付の決定を受けた事業主体(以下「事業実施主体」という。)は、交付申請書の内容に別表に掲げる重要な変更が生じたときは、あらかじめ山口市新規漁業就業者生活・生産基盤整備事業変更承認申請書(様式第2号)を市長に提出し、承認を受けなければならない。

(事業の中止)

第6条 事業実施主体は、事業を中止しようとするときは、あらかじめ山口市新規漁業就業者生活・生産基盤整備事業中止承認申請書(様式第3号)を市長に提出し、承認を受けなければならない。

(実績報告)

第7条 事業実施主体は、事業を完了したときは、その完了した日から起算して20日を経過した日又は補助金の交付の決定を受けた年度の3月31日のいずれか早い期日までに、山口市新規漁業就業者生活・生産基盤整備事業実績報告書(様式第4号。以下「実績報告書」という。)を市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第8条 市長は、実績報告書の提出があったときは、その内容の審査及び必要に応じて行う検査の結果、適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を事業実施主体に通知する。

(補助金の交付)

第9条 事業実施主体は、補助金の交付を受けようとするときは、速やかに山口市新規漁業就業者生活・生産基盤整備事業費補助金交付請求書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(概算払い)

第10条 市長は、必要があると認めるときは、概算払いにより補助金を交付することができる。

2 事業実施主体は、概算払いにより補助金の交付を受けようとするときは、山口市新規漁業就業者生活・生産基盤整備事業費補助金概算払請求書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(他の用途への使用禁止)

第11条 事業実施主体は、当該補助金を他の用途に使用してはならない。

(関係書類の整備)

第12条 事業実施主体は、事業の実施状況及び収支について、一切の状況を明らかにする帳簿その他関係書類を整備し、事業を完了した年度の翌年度から5年間保存しておかなければならない。

(検査等)

第13条 市長は、必要があると認めるときは、事業実施主体に対し前条に規定する帳簿その他関係書類若しくは事業の施行状況を検査し、又は事業の施行上必要な指示をすることができる。

(補助金の交付の取り消し等)

第14条 市長は、事業実施主体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) この要綱の規定に違反したとき。

(2) 提出書類に虚偽の記載をしたとき。

(3) 第4条第2項の規定により付した条件に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分について既に補助金が交付されているときは、事業実施主体に対し期限を定めてその返還を命ずるものとする。

3 市長は、第8条の規定により補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が概算払いにより交付されているときは、事業実施主体に対し期限を定めてその超える額に相当する金額の返還を命ずるものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までに、合併前の秋穂町新規漁業就業者生産基盤整備事業費補助金交付要綱の規定によりなされた手続きその他の行為は、それぞれこの要綱の相当

規定によりなされたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

別表(第2条関係)

区 分	経 費	補助率	事業主体	重要な変更
住宅改修事業	山口県漁業就業者確保育成センターが実施する長期漁業技術研修の受講者(以下「研修生」という。)の円滑な就業を促進するため、事業主体が研修生を入居させる目的で買い上げた、又は借り上げた空き家等を改修する際に必要な経費。 ただし、300万円を上限とする。	経費の欄に掲げる 経費の2/3以内	漁業協同組合	1 経費の欄に掲げる経費の30%を超える増減 2 事業対象となる住宅の変更 3 貸与期間の変更
漁船等リース事業	新規就業者及び研修生(以下「新規就業者等」という。)の円滑な就業を促進するため、事業主体が新規就業者等の経営に必要な漁船、漁具等を新規就業者等に賃貸する目的で導入する際に必要な経費。 ただし、400万円を上限とする。	経費の欄に掲げる 経費の1/2以内	漁業協同組合	1 経費の欄に掲げる経費の30%を超える増減 2 事業対象となる漁船、漁具等の変更 3 貸与期間の変更

様式第1号(第3条関係)

山口市新規漁業就業者生活・生産基盤整備事業費補助金交付申請書

番 号
年 月 日

(あて先)山口市長

漁業協同組合
代表者名 印

年度において、下記のとおり新規漁業就業者生活・生産基盤整備事業を実施したので、山口市新規漁業就業者生活・生産基盤整備事業費補助金交付要綱第3条の規定に基づき、補助金 円の交付を申請します。

記

1 事業の目的

2 事業計画

別紙のとおり。
(「新規漁業就業者定着促進事業費補助金交付要綱」の別記第4号様式)

3 経費の配分

(金額単位：円)

総事業費 (A+B+C)	補助事業に要する経費 (A+B)	負担区分		
		県 A	市 B	その他 C

4 収支予算

(1) 収入の部

(金額単位：円)

区 分	本年度予算額	前年度予算額	比 較		備考
			増	減	
計					

(2) 支出の部

(金額単位：円)

区 分	本年度予算額	前年度予算額	比 較		備考
			増	減	
計					

5 事業完了予定年月日

年 月 日

様式第2号(第5条関係)

山口市新規漁業就業者生活・生産基盤整備事業変更承認申請書

番 号
年 月 日

(あて先) 山口市長

漁業協同組合
代表者名 印

年 月 日付け指令 第 号により補助金の交付決定の通知があった新規漁業就業者生活・生産基盤整備事業について、下記のとおり事業計画を変更したいので、山口市新規漁業就業者生活・生産基盤整備事業費補助金交付要綱第5条の規定に基づき、申請します。

記

1 事業計画の変更の理由

2 変更後の事業計画
別紙のとおり。
(「新規漁業就業者定着促進事業費補助金交付要綱」の別記第4号様式)

3 経費の配分

(金額単位：円)

総事業費 (A+B+C)	補助事業に要する経費 (A+B)	負担区分		
		県 A	市 B	その他 C

4 収支予算

(1) 収入の部

(金額単位：円)

区 分	本年度予算額	前年度予算額	比 較		備考
			増	減	
計					

(2) 支出の部

(金額単位：円)

区 分	本年度予算額	前年度予算額	比 較		備考
			増	減	
計					

5 事業計画変更後の事業完了予定年月日

年 月 日

様式第3号(第6条関係)

山口市新規漁業就業者生活・生産基盤整備事業中止承認申請書

番 号
年 月 日

(あて先) 山口市長

漁業協同組合
代表者名 印

年 月 日付け指令 第 号により補助金の交付決定の通知があった新規漁業就業者生活・生産基盤整備事業について、下記のとおり事業を中止したいので、山口市新規漁業就業者生活・生産基盤整備事業費補助金交付要綱第6条の規定に基づき、申請します。

記

1 事業の中止の理由

2 事業の中止後の措置

3 事業の中止予定年月日

年 月 日

様式第4号(第7条関係)

山口市新規漁業就業者生活・生産基盤整備事業実績報告書

番 号
年 月 日

(あて先)山口市長

漁業協同組合
代表者名 印

年 月 日付け指令 第 号により補助金の交付決定の通知があった新規漁業就業者生活・生産基盤整備事業を完了したので、山口市新規漁業就業者生活・生産基盤整備事業費補助金交付要綱第7条の規定に基づき、報告します。

記

1 事業の目的

2 事業実績

別紙のとおり。
(「新規漁業就業者定着促進事業費補助金交付要綱」の別記第4号様式)

3 経費の配分

(金額単位：円)

総事業費 (A+B+C)	補助事業に要する経費 (A+B)	負担区分		
		県 A	市 B	その他 C

4 収支精算

(1) 収入の部

(金額単位：円)

区 分	本年度精算額	本年度予算額	比 較		備考
			増	減	
計					

(2) 支出の部

(金額単位：円)

区 分	本年度精算額	本年度予算額	比 較		備考
			増	減	
計					

5 事業完了年月日

年 月 日

様式第5号(第9条関係)

山口市新規漁業就業者生活・生産基盤整備事業費補助金交付請求書

番 号
年 月 日

(あて先) 山口市長

漁業協同組合

代表者名

印

年 月 日付け 第 号をもって補助金の額の確定通知があった新規漁業就業者生活・生産基盤整備事業について、山口市新規漁業就業者生活・生産基盤整備事業費補助金交付要綱第9条の規定に基づき、補助金 円を交付されるよう請求します。

記

(金額単位：円)

補助事業に 要した経費	補助金額	既受領額	今回請求額	残額

○ 取引金融機関名及び口座番号

取引金融機関名							
口座種別	普通・当座	口座番号					
フリガナ 口座名義人							

様式第6号(第10条関係)

山口市新規漁業就業者生活・生産基盤整備事業費補助金概算払請求書

番 号
年 月 日

(あて先) 山口市長

漁業協同組合

代表者名

印

年 月 日付け指令 第 号をもって補助金の交付決定の通知があった新規漁業就業者生活・生産基盤整備事業について、山口市新規漁業就業者生活・生産基盤整備事業費補助金交付要綱第10条の規定に基づき、補助金 円を概算払いによって交付されるよう請求します。

記

(金額単位：円)

補助事業に 要した経費	補助金額	既受領額	今回請求額	残額

○ 取引金融機関名及び口座番号

取引金融機関名							
口座種別	普通・当座	口座番号					
フリガナ 口座名義人							